

2017年5月12日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

**中米・南米航路 ブラジル向け貨物 MSDS・危険品明細
EMERGENCY SHEET の受荷主様への送付に関するお願い(No.2)**

平素より、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件につきまして 2012年9月19日にブラジル向け危険品貨物の必要書類送付のご協力をお願いさせて頂きましたが、この度一部提出書類のフォーマット及び提出期限の変更が御座いましたのでご連絡致します。

尚、従来通り本件書類提出は受荷主様に義務が発生しているものであり、また当社ブラジル現地法人である MOL BRAZIL より同地顧客宛にご連絡させて頂いておりますが、提出不備がある場合は貨物の荷揚げが不可となります。また提出不備に起因した余剰費用につきましては受荷主様負担となりますので、円滑な書類提出となるべくお客様各位におかれましては必要書類を受荷主様へ送付頂きます様より一層のご理解・ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 : 即日
2. 適用対象 : ブラジル向け危険品貨物
3. 必要書類 : MSDS
危険品明細(英語版・ポルトガル語版以外は引き受け不可)
EMERGENCY SHEET *フォーマット変更
(ポルトガル語にて記載願います)

*現地に於ける上記書類提出期限はブラジル国内第一荷揚げ港入港の 5 日前となりますので、期限に間に合います様何卒宜しくお願い致します。

EMERGENCY SHEETのblankフォームにつきましては当社ホームページ、「輸出ブッキング・各種blankフォーム」をご参照下さい。

以上